

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

交通反則金とレッカー車代

Q : 当社は、すしの宅配業を営んでいます。先日、従業員が配達中に駐車違反をして、交通反則金、レッカー車代、駐車料金を支払うことになり、その金額を当社が負担しました。これらの費用の取扱いはどうなりますか。

A : レッカー車代、駐車料金は損金になりますが、交通反則金は損金になりません。

【解説】

法人が納付する罰金及び料料並びに過料は、その違反者に対する罰則の効果を減殺させないために、法人の所得金額の計算上損金の額に算入できないものとされています。

また、法人の役員又は使用人に対して課された罰金もしくは料料、過料又は交通反則金を法人が負担した場合において、その罰金等が法人の業務の遂行に関連してされた行為に対して課されたものであるときは、法人の損金の額に算入されず、業務遂行中以外のものであるときはその役員又は使用人に対する給与とされます。

一方、駐車違反に伴い徴収されるレッカー車代等は、その措置に要した実費を負担させる意味合いのものであり、罰金とは性質を異にするものです。したがって、法人の業務遂行中のものである等、法人がその徴収金を負担することに相当の理由があると認められるときは、法人が負担した徴収金は給与以外の損金の額に算入されます。

ご質問の場合は、業務遂行上のものでありますから、交通反則金は損金不算入、徴収金は給与以外の損金になります。

